

平成22年度 事務事業点検シート

事務事業名		生活保護運営事業		新規/継続	継続事業	整理番号	2515007		
				分割/統合					
				事業の分割/統合の内容					
関連予算科目	会計	一般会計		事業所管課	福祉部生活福祉課				
	款	民生費		連絡先	(078)918-5028				
	項	生活保護費		自治/法定	法定受託事務	開始年度	昭和 25 年度		
	目	扶助費		根拠法令・要綱等	生活保護法				
事業		生活保護運営事業		実施方法	☒ 直営 ☐ 補助・助成 ☐ その他 ☐ 委託 ☐ 指定管理				
第4次長期総合計画	(章)	第1章 健やかで安心して暮らせるまち							
	(節)	第7節 社会保障の充実							
個別計画									
事業の目的	対象(誰を・何を)								
	生活保護法に定める低所得階層								
事業の目的	意図(どういう状態にしたいのか)								
	困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。								
事業内容	最低生活の保障は次の8種類の扶助から構成され、世帯個々の生活維持の必要に応じて行う。 ①生活扶助 ②住宅扶助 ③教育扶助 ④介護扶助 ⑤医療扶助 ⑥出産扶助 ⑦生業扶助 ⑧葬祭扶助								
	(生活保護費支給実績) 平成20年度 被保護世帯数 3,042世帯 支出総額 7,184,880,898 円 平成21年度 被保護世帯数 3,316世帯 支出総額 7,798,817,698 円								
事業のコスト(単位:千円)		事業費	人件費(参考値)	総事業費(参考値)	財源内訳			22年度人員配置(人)	
					国・県支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
20決算		7,184,881	415,800	7,600,681	5,392,964	0	0	2,207,717	正規 50.90
21決算		7,798,818	433,800	8,232,618	5,986,788	0	61,192	2,184,638	再任用 0.00
22当初予算		8,000,000	464,580	8,464,580	6,123,275	0	30,000	2,311,305	臨時 2.40
22年度当初予算明細	区分(節)	内容		金額	区分(節)	内容		金額	
	扶助費	生活扶助、住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助、施設事務費		8,000,000					
						合計		8,000,000	

整理番号	2515007	事務事業名	生活保護運営事業			
------	---------	-------	----------	--	--	--

事業の成果	指標名	考え方・定義・式	単位	20年度	21年度	22年度見込み
	新規開始件数	当該年度中に新たに保護を開始した件数	件	436	708	885
	指標で表せない成果					

事業の評価（所管課評価）	項目	評価	説明
	必要性	高い	日本国憲法第25条に規定する理念に基づいた社会保障制度である。
	有効性	高い	低所得階層に対する生活保護法による生活保障経費として有効性がある。
	効率性	高い	現状でもケースワーカー不足に苦しんでいる状況であるため、効率化の余地はない。

●評価：高い・やや高い・やや低い・低い

今後の事業の方向性（所管課方針）	項目	判断	説明
	事業の規模	維持	日本国憲法第25条に規定する理念に基づいた社会保障制度であり、生活保護法に基づき適正に実施を継続する。
	手法の改善	維持	生活保護法に基づき適正に実施を継続する。
	●事業の規模の判断：拡充・維持・縮小・休廃止 ●手法の改善の判断：維持・軽微な改善・抜本的改善・休廃止		

今後の事業展開方針

生活保護法に基づき適正に実施を継続する。

平成23年度の具体的改善内容(事業費増減要因等)	23年度予算事業費増減見込(千円)					
	対22年度 当初予算比	合計	財源内訳			
			国・県支出金	地方債	その他 特定財源	一般財源
削減見込①	0	0	0	0	0	0
増加見込②	0	0	0	0	0	0
差引①+②	0	0	0	0	0	0

事務事業評価 行政評価委員会ヒアリング説明資料（参考資料）

1 生活保護運営事業

福祉部生活福祉課

2 事業の目的

【対 象】

生活保護法に定める低所得階層 ＝ 最低生活の維持に困窮する日本国民



【どのような状態にするか】

- ① 困窮の程度に応じた必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障する。
- ② 制度が適用された世帯の自立を助長する。

＝憲法第25条規定の生存権が実現された状態、困窮者への積極的な自立支援が実施されている状態

3 事業概要

【事業の体系】

日本国憲法第25条「国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」



理念の具体化

生活保護法・・・制度の概要と仕組みは別紙資料1

「生活保護制度について」のとおり

【事業の実施】

実施機関：市（法定受託事務）

事業開始：昭和25年5月

【取組内容】

困窮の程度と必要に応じて、

生活扶助・住宅扶助・教育扶助・介護扶助・医療扶助・出産扶助・生業扶助・葬祭扶助
の8種類の扶助を行う。

【予 算】

平成22年度予算：80億円 （参考 平成21年度決算：77億9881万8千円）

【費用負担割合】

居住地保護：国3/4・市1/4

現在地保護：国3/4・県1/4

4 事業概要（他事業との関連性）

① 困窮の程度に応じた必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障する。

＝憲法第25条規定の生存権の実現に向けて

⇒＜課題＞

生活保護制度の趣旨に基づく適正で円滑な保護の実施

⇒＜事務事業＞

生活保護運営事業

生活保護管理事業

② 制度が適用された世帯の自立を助長する。

＝困窮者への積極的な自立支援の実施に向けて

⇒＜課題＞

保護受給世帯への必要で有効な自立支援施策の実施

⇒＜事務事業＞

生活保護運営事業

生活保護管理事業

5 事業実績

(1) 事業実績

年 度	事 業 費	保護適用世帯数	保護適用人員	保 護 率
平成20年度	7,184,881 千円	3,042世帯	4,598人	15.7%
平成21年度	7,798,818 千円	3,316世帯	4,979人	17.0%
平成22年度 (予算額)	8,000,000 千円	3,674世帯 (9月現在)	5,515人 (9月現在)	18.8% (9月現在)

※ 保護適用世帯数・保護人員は年度内各月の平均値

※ 保護率は千分率での表示（例：21年度は市内人口1,000人当たり17人に保護適用）

(2) 事業費（扶助費）の内訳

事業費（扶助費）区分	平成20年度実績（千円）	平成21年度実績（千円）
生 活 扶 助	2,593,900	2,877,195
住 宅 扶 助	1,064,281	1,219,179
教 育 扶 助	47,480	68,521
介 護 扶 助	89,904	103,266
医 療 扶 助	3,297,148	3,434,289
出 産 扶 助	2,695	2,406
生 業 扶 助	35,297	41,046
葬 祭 扶 助	17,262	18,941
施 設 事 務 費	36,914	33,975
計	7,184,881	7,798,818

6 事業の成果

年 度	保 護 開 始 件 数	保 護 廃 止 件 数 (参考数値)	就 労 支 援 者 数
			就労開始(増収)者数
			効果額(保護費削減額)
平成20年度	436件	350件	149人
			63人
			5,391千円
平成21年度	708件	322件	154人
			82人
			11,729千円
平成22年度	344件(9月まで)	158件(9月まで)	142人
			22人

[成果に対する考え方]

- ① 困窮の程度に応じた必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障する。
 =憲法第25条規定の生存権の実現に向けて
 ⇒昨年の一リーマンショック後の雇用経済情勢の悪化による困窮者の急激な増加に、主たるセーフティネット施策として一定の機能を果たした。
- ② 制度が適用された世帯の自立を助長する。
 =困窮者への積極的な自立支援の実施に向けて
 ⇒増大する新規保護開始事務と極めて厳しい雇用環境において、体制整備、ハローワークとの連携、就労指導員の増員し、できるだけ成果を上げるべく努めた。

7 市(課)としての考え方

[必要性]

- ・ 生活保護法に義務付けられた法定受託事務である。

[有効性]

- ・ 社会的なセーフティネットとしての制度であり、自立助長の成果については全国的な雇用経済情勢の影響を受けやすく、個々のケースワークのみでは成果を上げにくい面がある。

[効率性]

- ・ 市として努力できることとして、必要な保護を適正に行うとともに、きめ細かいケースワークが効率的に実施できるような実施体制の強化に向けた検討を進める。

8 今後の事業の方向性

【規 模】

- ・ 今年度の状況を踏まえた予算規模を検討する。

【手 法】

- ・ 事業の性格から、事業の内容、方法は全国的な基準のもとで行われている。
- ・ 実施機関としてできる工夫は前向きに行う。

⇒「平成２２年度生活保護業務実施方針」の徹底と２３年度実施方針に反映すべき事項の分析、整理を進める。・・・平成２２年度実施方針は別紙資料２のとおり

特に、重点課題として、

- ① 実施体制の整備の強化
- ② ケースワーカーの能力向上のための研修、実地育成への取組強化

の検討を進める。

生活保護制度について

1 生活保護の目的

生活保護法は、日本国憲法第 25 条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。(法第 1 条)

2 生活保護の基本的な考え方

(1) 無差別平等の原理 (法第 2 条)

すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護を、無差別平等に受けることができる。

(2) 最低生活保障の原理 (法第 3 条)

この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。

(3) 保護の補足性の原理 (法第 4 条)

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。また、民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

(4) 世帯単位原則 (法第 10 条)

保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。

3 保護の要否

(1) 収入面から見た判定

最低生活費と収入との対比により、保護の要否を判定します。

●保護が受けられる場合

最低生活費	
収入	不足分

最低生活費 > 収入

最低生活費 - 収入 = 不足分 → 生活保護費

●保護が受けられない場合

最低生活費	
収入	超過分

最低生活費 < 収入

収入 - 最低生活費 = 収入超過 → 保護を要しない

(2) 資産面から見た判定

- ・預貯金は収入認定
- ・生命保険は解約返戻金相当額を資産とみなし、活用を求める。
- ・自動車は原則として保有を認めない。
- ・土地、家屋は処分価値が大きいものは、原則として売却等により活用を求める。

(3) 稼働能力から見た判定

稼働年齢層（概ね 15 歳から 64 歳の者）の者については、稼働能力の活用が要件となる。

4 保護の種類と範囲

(1) 生活扶助

衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの

- ・ 飲食物費、被服費など個人単位で消費する生活費
- ・ 光熱水費や家具什器費など世帯全体としてまとめて支出される経費
- ・ 加算 ⇒ 母子加算、障害者加算、児童養育加算など

(2) 教育扶助

小・中学生の学用品費、通学用品費、学級費、学習支援費、教材代、給食費など

(3) 住宅扶助

家賃、転居の際の敷金、住宅維持費など

(4) 医療扶助

医療費、通院移送費

(5) 介護扶助

介護費用（居宅・施設）、住宅改修費、福祉用具購入費など

(6) 出産扶助

分べんに係る費用

(7) 生業扶助

技能修得費（職業訓練の受講料、高等学校等就学費など）、就職仕度費など

(8) 葬祭扶助

葬祭費（火葬料、死体の運搬料、検案料、その他葬祭に要する費用）

5 生活保護費の算定例（平成 22 年度生活保護基準による）

(1) 高齢単身世帯の場合

[70 歳（無職）]

(円)

生活扶助	基準生活費	72,600
	加算（介護保険料加算）	2,104
住宅扶助	家賃(上限額あり)	
合計	74,704+家賃	

(2) 標準 4 人世帯の場合

[33 歳夫（無職）、29 歳妻（無職）、10 歳子（小学 4 年生）、4 歳子]

(円)

生活扶助	基準生活費	180,570
	加算（児童養育加算）	26,000
教育扶助	9,330	
住宅扶助	家賃（上限額あり）	
合計	215,900+家賃	

※ 保護の基準については、被保護者の年齢別、世帯構成別、所在地域別などに分けて厚生労働大臣が定めることになっている。なお、上記については、明石市の基準（1 級地-2）で算定したものである。

平成22年度生活保護業務実施方針

明石市福祉事務所

実施方針	実施方針のねらい	事業計画
1 査察指導機能の充実	本市の生活保護業務実施体制は、現業部門を6係（今年度より保護第6係を増設）で分担、ケースワーカーは42名、査察指導員は6名である。査察指導員1名当たりの担当CWは7人となっている。 一昨年末の「派遣切り」騒動を受けて、昨年1月から続いている相談件数、申請件数の増加傾向とそれに伴う処遇困難ケースの増加という状況のなかで、全庁的な人事制度改革によるケースワーカーの若年化、経験豊富なケースワーカーの減少も進み、査察指導員の果たす役割はさらに重要性を増している。 このため、今年度においても、各係間の査察指導、ケースワークの平準化、レベルアップと査察指導員間の連携強化など査察指導機能の一層の充実に取り組むものである。	事業計画 1. 査察指導員連絡調整会議の運営 (1) 面接相談内容の再検討 - 出席者 保護業務指導担当課長・査察指導員全員 - 実施 毎日 - 内容 前日における各係の面接相談内容の精査 - 目的 他法他施策情報、面接技法等の共有化と査察指導員間の連携、協力を図る。また、その内容を係ごとでケースワーカーにも周知し、ケースワーク業務の参考にも役立てる。 (2) 生活保護事業の実施調整 - 出席者 保護業務指導担当課長・査察指導員全員 - 実施 随時 - 内容 自主的内部点検等生活保護事業の実施方法等の検討 - 目的 生活保護事業の円滑な所内一斉実施を図る。 (3) 所内事務処理要領の統一・標準化 - 出席者 課長・保護業務指導担当課長・査察指導員全員 - 実施 随時 - 内容 所内における各種標準事務処理要領の検討 - 目的 査察指導・ケースワーク業務の負担軽減、平準化を図る。 (4) 処遇困難事案への協力調整 - 出席者 課長・保護業務指導担当課長・査察指導員全員 - 実施 随時 - 内容 処遇困難事案についての係間の連携協力の調整 - 目的 処遇困難事案への組織的対応の充実に図る。 2 研修参加 (1) 全国新任SV基礎研修会 平成22年 5月 1名 (2) 県SV研修会 平成22年 7月 1名 (3) 全国生活保護SV研究協議会 平成22年 8月 1名 (4) 東播磨地区SV・CW研修 平成22年10月 1名 (5) 県SV研究協議会 平成22年11月 2名

平成22年度生活保護業務実施方針

明石市福祉事務所

実施方針	実施方針のねらい	事業計画
2 新任職員研修の充実	近年、稼働能力を有しながら就職できない者、重篤な精神疾患の状態にある者、DVや虐待を受けた者、引きこもり等社会適応能力に問題がある者、多重債務を抱える者、ホームレスの状態にある者など様々な処遇困難な問題を抱えているケースが増加している。これらの問題に対処するためには、生活保護制度に関する知識だけでなく、ケースワークの技法や心構え、業務に関連する様々な他法・他施策の知識などの習得がより重要となっている。 このような状況において、本市のケースワーカーの平均年齢は若年化してきており、ケースワーカー経験の年数も短くなっている。その背景には、毎年、若年の新任職員が多数配置されてきた現状と全庁的な人事制度改革の影響があり、今後さらに新規採用職員等若年層の異動サイクルなどは短くなる見込みでもある。 このため、一昨年度からは、特に新任職員研修に重点をおいて取り組むこととし、さらに「実施方針3」記載のリーダー、エルダーによるケースワーカーの実地育成体制の整備にも努めてきたところである。今年度においても、これらを引き継ぎ、新任職員の育成に一層の充実を図る。	1 所内研修 (1) 新任ケースワーカー研修 ・対象者 新任ケースワーカー 10名 ・実施時期 平成22年4月(2日間) ・内容 生活保護制度の概要、扶助費の決定・保護の要否判定・実地技法など ・実施上の留意事項 ケースワーカーとして必要な生活保護業務に関する基礎的知識、ケース処遇技術などについて習得させる。 (2) 新任ケースワーカーフォローアップ研修 ・対象者 新任ケースワーカー 10名 ・実施時期 平成22年7月(1日) ・内容 実務経験を踏まえた査察指導員との質疑応答、意見交換など ・実施上の留意事項 実務経験を通じての疑問や悩みの解消を図るとともに、組織として新任ケースワーカーの状況把握、サポートに努める。 (3) CW・SV資料集の配付 ・対象者 新任を含むケースワーカー全員及び査察指導員、課長、担当課長 ・内容 昨年度作成した「CW・SV資料集」を対象者に配付する。 (4) ケースワーカー研修 ・対象者 新任を含むケースワーカー全員 ・実施回数 6回程度 ・内容 今年度については、「CW・SV資料集」を教材として、その内容を学習する。 ・実施上の留意事項 「ケースワーカー研修実施要領」に基づき、各係から1名選出の研修担当ケースワーカーと研修実施当番係の役割分担で実施する。新任ケースワーカーも研修開催準備作業等から積極的な参加を促し、資質向上の機会とさせる。 2 派遣研修 (1) 県ケースワーカー研修会(1年未満) 平成22年 6月 8名 (2) 東播磨地区SV・CW研修 平成22年10月 5名(新任以外も含む)

平成22年度生活保護業務実施方針

明石市福祉事務所

実施方針	実施方針のねらい	事業計画
3 ケースワーカー実地育成の支援体制整備	実施方針1及び2の「実施方針のねらい」に記載のとおり、本市では1名の査察指導員が多数のケースワーカーを指導し、若年齢で経験年数の短いケースワーカーが業務に従事している現状である。元々、ケースワークには豊富な知識と経験が必要であるが、そのなかには数多くの処遇を実地でこなすことでしか得られないものも多く含まれている。したがって、査察指導員の指導以外に、経験豊富なケースワーカーのものとでの実地での指導、助言がケースワーカーの育成には必要不可欠である。また、ベテランのケースワーカーの有する知識、技法等を将来に引き継ぎ、活用していくことが、今後のケースワーカー全体のスキルアップ、実施体制の充実強化にも大切であると考えている。 このため、今年度においても、先輩ケースワーカーによる後輩ケースワーカーの育成の仕組みづくりを組織として進めていくこととした。なお、指導に当たる先輩ケースワーカーには、人に教えることを通じて、自己の知識の整理とさらなる自己研鑽に取り組むことを期待しているものでもある。	1 育成担当ケースワーカーの設置 (1) リーダー（係全体の総合指導担当） ・ 該当者 概ね経験年数3年以上のケースワーカー ・ 任命 本人の希望又は査察指導員の推薦に基づき査察指導員連絡調整会議で任命 ・ 人数 係ごとに1～2名程度（係に1名は必ず設置） ・ 職務 エルダナーへの指導、各ケースワーカーへの知識・技法の引継等指導 (2) エルダナー（新任ケースワーカー指導担当） ・ 該当者 概ね経験年数2・3年のケースワーカー ・ 任命 本人の希望又は査察指導員の推薦に基づき査察指導員連絡調整会議で任命 ・ 人数 新任職員につき必ず1名 ・ 職務 新任職員の実地指導 2 リーダー会議 ・ 出席者 課長・保護業務指導担当課長・査察指導員・リーダー ・ 実施時期 毎月1回（ケースワーカー会議の開催日前で別途定める日） ・ 内容 リーダー・エルダナーの指導事例の報告、意見交換 査察指導員との指導方針の協議、調整 ケースワーカー全員に周知徹底すべき知識・技法の連絡 新任職員の状況把握 職員研修等育成事業の改善検討 3 リーダー・エルダナー研修 ・ 対象者 リーダー・エルダナー ・ 実施時期 平成22年4月（1日） ・ 内容 リーダー・エルダナーとしての指導方法、留意点等基本的知識、技法の習得及び組織全体としての基本的指導方針の統一を図る ・ 実施上の留意点 リーダー・エルダナーの位置付け、役割の重要性について、認識を高めることを主眼とする。

(別紙様式2)

平成22年度生活保護業務実施方針

明石市福祉事務所

実施方針	実施方針のねらい	事業計画
4 就労可能な被保護者に対する就労支援	本市では雇用環境の悪化や高齢化の進行などの影響を受け、近年、被保護世帯の増加が続いてきたが、若干の雇用環境の改善などから、平成18年度より一旦は対前年度比で微減傾向となっていた。 しかしながら、昨年度においては、いわゆる「派遣切り」の原因ともなった、世界規模の金融・経済危機により雇用環境は再び悪化した。 また、世帯類型別の世帯数では、従前から比較的割合の高かった母子世帯及びその他世帯の移動能力を有する者がいる世帯の割合が高い割合を占めている。 このため、今年度より就労相談員を1名増員し、就労可能な被保護者に対する就労支援にさらに取組を進める。	I 生活保護受給者等就労支援事業の実施 1 年間計画 兵庫県生活保護受給者等就労支援事業協議会及び明石区域協議会において、当市の年間対象者数、月別の支援要請者数を他の福祉事務所と調整を行った上で年間計画を作成する。 2 支援対象者 「生活保護受給者等就労支援事業実施要領」に定める者 3 事業の手順 (1) 候補者の選定 査察指導員とケースワーカーにより候補者を選定する。 (2) 支援対象者の選定、支援要請 就労相談員との協議により、この事業の活用が効果的である者を優先して選定し、安定所に支援要請を行う。 (3) 面接と支援メニューの選定 安定所ナビゲーターなど就労支援チームにより面接を行った上で、支援メニューを選定する。 (4) 支援対象者の誘導、支援の開始 支援メニューのうち、ナビゲーターによる支援、トライアル雇用の活用、公共職業訓練の受講の斡旋及び一般の職業相談・紹介については安定所が行う。 また、生業扶助等の活用による民間の教育訓練講座の受講助奨は、就労支援チームが行う。 (5) 事業の成果及び実施状況の確認、検証 定期的に事業の成果及び実施状況の確認及び検証を行う。

平成22年度生活保護業務実施方針

明石市福祉事務所

実施方針	実施方針のねらい	事業計画
		II 就労相談員による就労支援事業の実施 1. 対象者 稼働年齢層の者（概ね15～60歳）で傷病等の就労阻害要因がなく、就労可能と判断される者の中から、求職活動を行う上で福祉事務所の積極的な支援を要する者。（生活保護受給者等就労支援事業の支援対象者を除く。） 2. 支援の手順 (1) 対象者の選定 査察指導員とケースワーカーにより対象者を選定する。 (2) 就職相談票の作成 ケースワーカーは、就職相談票に対象者の世帯の状況、職歴、免許・資格、希望の勤務条件、その他就労支援する上で留意すべき点などについて記入する。 (3) 就労相談員との事前協議 ケースワーカーは、就職相談票により就労相談員に対象者の世帯の状況などを説明し、就労支援の方法について事前に協議する。 (4) 就労相談員と対象者の面接 就労相談員は、ケースワーカーとともに対象者と面接し、職歴や希望の勤務条件などを確認の上、具体的な支援方法をまとめる。 (5) 就労相談員による支援 就労相談員は、必要に応じ以下のとおり支援を行う。 ・対象者に希望職種の求人情報を提供する。 ・履歴書の書き方を指導する。 ・安定所等での求職活動や企業面接に際しての助言・指導（服装・心構え等）を行う。 ・安定所等に同行し、求職活動を支援する。 (6) 就労相談員業務日報による報告 ・就労相談員は、対象者に対する支援の内容について就職相談票に記録するとともに日報にまとめ、課長・査察指導員に供覧する。 (7) 求職活動状況申告書の確認 ・ケースワーカーは、対象者に求職活動について毎月報告させ、誠実に求職活動を行っているか確認し、就職できるまで上記の要領で就労支援を継続する。

平成22年度生活保護業務実施方針

明石市福祉事務所

実施方針	実施方針のねらい	事業計画
5 被保護世帯の中学3年生・高校3年生に対する進路決定支援	現在、世帯の自立助長に効果的と認められる場合においては、高等学校等に就学しながら保護が受けられるだけでなく、その就学費用については授業料の無償化等の公的支援が図られ、高等学校等就学費としての扶助も認められている。 このため、昨年度より本市では「中学3年生進路決定支援プログラム」を策定し、中学3年生の進路決定支援に重点的に取り組んできた。 今年度においては、これを高校3年生も含めた進路決定が必要な全ての時期における支援とするよう対象の拡大を図り、子どもの健全育成の支援強化と母子世帯等の自立助長にさらに努めていく考えである。	I 中学3年生・高校3年生進路決定支援プログラムの実施 1 対象者 年度当初中学3年生・高校3年生の被保護者 2 支援期間 対象者が中学3年生・高校3年生である年度1年間 3 事業の手順 (1) 面談による支援 家庭訪問、来所により世帯主（対象者が高校3年生の場合は本人とも）と面談し、対象者の希望、進路予定、卒業までのスケジュールを把握する。なお、家庭訪問は7月から3月までの間はB格付で行う。 対象者が中学3年生の場合で、進学希望であれば、高等学校等就学費について説明し、奨学金等の他法他施策を紹介する。また、就職希望であれば、就労収入の収入認定、奨学金控除、基礎控除、新規就労者控除、未成年者控除等生活保護上の取扱いについて説明する。 対象者が高校3年生の場合で、大学進学希望であれば、奨学金等他法他施策での進学が可能かどうかの検討を促し、世帯分離の扱いについて説明するとともに、卒業後の世帯の自立への協力を指導する。就職希望であれば、就労収入の収入認定、奨学金控除、新規就労者控除、未成年者控除等生活保護上の取扱いについて説明する。 (2) 文書による希望の把握 面談だけでなく、文書での把握にも努め、8月現在、11月現在、1月現在の3回文書で報告させ把握する。 (3) 最終結果把握 世帯主からの電話等で報告を受けるほか、進学の場合は合格通知書、就職の場合は内定通知書等により結果を把握する。これにより生業扶助の認定の検討につなげる。なお、高校進学者には可能な限り本人にアルバイトの申告義務を説明する。 4 支援状況の把握 支援検討票の原本は「中学3年生・高校3年生進路決定支援関係書」に一括してファイリング（ケースファイルには写しを保存）し、福祉事務所として支援対象世帯を把握する。支援超過はケース記録に記載し、支援結果票は原本を「中学3年生・高校3年生進路決定支援関係書」の該当ケースの支援検討票の後ろにファイリングする。

事務事業評価 評価対象事業に係る関連事業一覧表

	整理番号	事務事業名	所管部課
評価対象事業	2515007	生活保護運営事業	福祉部生活福祉課
関連事務事業	2515006	生活保護管理事業	福祉部生活福祉課

平成22年度 事務事業点検シート

事務事業名	生活保護管理事業		新規/継続	継続事業	整理番号	2515006
			分割/統合			
			事業の分割/統合の内容			
			事業所管課		福祉部生活福祉課	
関連予算科目	会計	一般会計	連絡先	(078)918-5028		
	款	民生費	自治/法定	法定受託事務	開始年度	平成 10 年度
	項	生活保護費	根拠法令・要綱等	セーフティネット支援対策等事業実施要綱		
	目	生活保護総務費	実施方法	☒ 直営 ☐ 補助・助成 ☐ その他 ☒ 委託 ☐ 指定管理		
第4次長期総合計画	(章)	第1章 健やかで安心して暮らせるまち				
	(節)	第7節 社会保障の充実				
個別計画						

事業の目的	対象(誰を・何を)	生活保護法施行に伴う事務、実施基盤
	意図(どういう状態にしたいのか)	事務の円滑化、効率化、生活保護制度の安定運営

事業内容	内部管理事務及びセーフティネット支援対策等事業のうち、就労支援、診療報酬明細書等点検充実、収入資産状況把握充実、体制整備強化、関係職員等研修

事業のコスト (単位:千円)	事業費	人件費 (参考値)	総事業費 (参考値)	財源内訳				22年度人員配置(人)			
				国・県支出金	地方債	その他 特定財源	一般財源	正規	3.50	アルバイト	0.00
20決算	30,236	35,400	65,636	24,801	0	0	40,835	再任用	0.00	その他	2.50
21決算	23,049	38,100	61,149	20,956	0	0	40,193	臨時	0.50	合計	6.50
22当初予算	30,180	42,100	72,280	31,700	0	0	40,580				

22年度当初予算明細	区分(節)	内容	金額	区分(節)	内容	金額
	報酬	嘱託医手当	2,280	役務費	レセプト審査手数料、収入資産状況把握(郵便料)	7,300
	報償費	職員研修講師謝礼	60	委託料	生活保護OA保守、窓口払扶助費袋詰、レセプト点検	8,480
	旅費	訪問調査、就労支援、収入資産状況把握、体制整備強化、職員研修	925	使用料及び賃借料	コピー使用料、生活保護OA機器リース	5,562
	需用費	課用、職員研修、収入資産状況把握(消耗品費、印刷製本費、食糧費)	3,050	備品購入費	生活保護版レセプト情報管理システム用システム用ハードウェア	2,373
				負担金補助及び交付金	職員研修出席負担金	150
				合計		30,180

整理番号	2515006	事務事業名	生活保護管理事業			
------	---------	-------	----------	--	--	--

事業の成果	指標名	考え方・定義・式	単位	20年度	21年度	22年度見込み
	レセプト点検効果額	レセプト点検を実施することにより判明した過誤請求額	千円	20,937	19,443	不確定要因に左右される部分が大いいため予測不能
	就労支援効果額	就労支援事業の実施により減額できた生活保護費の額	千円	5,391	11,729	不確定要因に左右される部分が大いいため予測不能
	指標で表せない成果					

事業の評価 (所管課評価)	項目	評価	説明
	必要性	高い	事業全般の管理事務およびセーフティネット支援対策事業実施要綱に基づいて事業をおこなっており、生活保護制度の実施運営上不可欠である。
	有効性	高い	セーフティネット支援対策事業実施要綱に基づき適正かつ円滑に実施しており、生活保護制度の安定運営に寄与している。
	効率性	高い	セーフティネット支援対策等事業実施要綱に基づき円滑に実施しており、またリーマンショック後の生活保護受給者数の増加が未だ止まらない現状の中、効率化の余地はない。
●評価: 高い・やや高い・やや低い・低い			

今後の事業の方向性 (所管課方針)	項目	判断	説明
	事業の規模	維持	セーフティネット支援対策等事業実施要綱に係る現在実施中の事業については維持、未実施分は将来、必要性が生じたときに実施する。
	手法の改善	維持	セーフティネット支援対策等事業実施要綱に基づき、現行のまま継続する。
	●事業の規模の判断: 拡充・維持・縮小・休廃止 ●手法の改善の判断: 維持・軽微な改善・抜本的改善・休廃止		
今後の事業展開方針			
セーフティネット支援対策等事業実施要綱に基づき、現行のまま継続する。			
平成23年度の具体的改善内容(事業費増減要因等)		23年度予算事業費増減見込(千円)	
	対22年度 当初予算比	合計	財源内訳
			国・県支出金 地方債 その他 特定財源 一般財源
削減見込①	0	0	0 0 0
増加見込②	0	0	0 0 0
差引①+②	0	0	0 0 0

事務事業名	生活保護運営事業			
所管課	福祉部生活福祉課			
番号	質問者	質問内容	回答内容	備考
1	古賀委員長	業務の有効性に関する指標として、新規保護の件数が記載されていますが、新規保護の件数は、一方では、必要な保護に対応したことを示しますが(業務の有効性)、他方では、保護世帯の数を減らすことが市の財政上も重要となっており(業務の効率性)、この両者のバランスをいかにとるべきか、お考えをご教示下さい。また、このような生活保護業務の有効性を示す指標として、他の市町村ではどのような成果指標が用いられているか、ご存じであればご教示下さい。	生活保護制度は、①必要な保護を適用することで国民に最低生活を保障すること、②制度が適用された世帯の自立を助長することの二つを目的としています。また、これら二つの目的を達成するため、明石市では生活保護運営事業と生活保護管理事業という二つの事業を一体的に実施して実際の制度運用を図っているところですが、②については主として生活保護管理事業の自立支援策の実施によって達成を図っています。このため、事務事業点検シートでは、事業成果の指標としては生活保護の新規開始件数を上げていますが、参考資料「事務事業評価 行政評価委員会ヒアリング説明資料」のなかでは、制度の目的と制度運用の実態をよりわかりやすくするため、就労支援の状況についても成果指標として補足したものです。事業実施に当たっては、二つの制度目的を各々達成すべく、保護を要する方には遺漏なく制度適用を行い、その上で適正な制度実施の確保のために自立支援にも十分努めていくことが、あくまで重要であると考えています。	
2	古賀委員長	生活保護業務にとって、もっとも重要なものは、いかに支援業務を促進することにあると思われれます。この場合、支援業務の効率性を高めるために、具体的にどのような取り組みが行われてきたか、ご教示下さい。	支援業務への取組として、明石市では、特に、稼働能力の活用が図れていない生活保護受給者への就労支援の実施を進めています。就労支援の効率性を高めるために、今年度より、就労相談員の増員を図り、現在就労相談員2名による地区分担制で支援を実施しています。また、就労相談員については、民間企業での人事採用実務経験者や公共職業安定所での実務経験者を採用し、実効性、効率性の一層の向上を図りました。	

明石市行政評価委員会 事務事業評価 評価対象事業に係る事前質問・回答一覧表

番号	質問者	質問内容	回答内容	備考
3	米田副委員長	未申請者のうちで、生活保護を受けるのが適当な市民を把握する方法はありますか。また、申請を促す対策、例えば、広報などを実施されていますか。	生活保護の要否の判断には、その方の世帯構成、収入・資産の状況、稼働能力の状況など、該当世帯の細かな生活実態の把握が必要であるため、要保護者発見の多くは該当者からの相談を契機としています。なお、これ以外に親族、民生委員、市の他部署、福祉施設等関係機関からの相談、連絡などに基づく訪問面接の実施といった方法も併せて行っています。制度の周知については、「生活保護のしおり」を窓口で希望者に交付する他、民生児童委員協議会での制度説明、研修などにも努めています。	
4	米田副委員長	保護廃止の原因とその内訳をご教示下さい。受給者に占める保護廃止の割合は他の市町と比べて高いですか低いですか。	保護廃止の理由別世帯数は別紙1のとおりです。最も多いのが、死亡によるものですが、就労支援に伴うものも含めた稼働収入の増加が3番目に多く、全体に占める割合としても約15%と比較的高い数値となっております。また、廃止割合の他市町との比較については、該当する資料がないためお示しすることが困難ですが、参考として全国の保護廃止理由別世帯数の構成割合をお示ししています。なお、明石市における保護廃止の年度別推移は別紙2のとおりです。	
5	米田副委員長	効率的に行うために、これまで行ってきた方策とその成果をご教示下さい。	制度、事業の効率的実施のため、課として、業務の主たる担い手であるケースワーカーの能力向上に重点的に取り組んでいます。特に、近年において注力している取組は、新任者研修の充実とケースワーカーの実地育成支援体制の整備の2点です。新任者研修では、年度当初の研修で業務に必要な知識、技能の習得を図らせ、7月に実務経験を踏まえたフォローアップ研修を実施しています。ケースワーカーの実地育成支援体制の整備については、ケースワーカーそのものが現場での実地経験を通して処遇というものを学んでいくことが必要不可欠であるという仕事の特性から、経験豊富なベテランケースワーカーをリーダー、エルダーといった育成担当ケースワーカーとして配置し、先輩が後輩を実地現場のなかで育てていく仕組みづくりを組織として推進しているところです。	

明石市行政評価委員会 事務事業評価 評価対象事業に係る事前質問・回答一覧表

番号	質問者	質問内容	回答内容	備考
6	井上委員	受給者の就業支援について、具体的にどのような取り組みを実施されていますか？	稼働能力の活用が図れていない生活保護受給者への就業支援策として、就労相談員を課に配置しています。対象者の増加に伴い、今年度より1名増員し、現在2名の支援体制となっています。具体的な支援内容としては、担当ケースワーカー及び公共職業安定所と連携して、就労に向けての面談、履歴書等必要書類の作成方法や面接試験対策等求職に際しての助言指導、職業安定所への同行、職業訓練の紹介などを行っています。	
7	井上委員	現時点における明石市のケースワーカーの人数と今後3年間の増員計画についてお示し下さい。	現在、課に配置されているケースワーカーは、休職中の者や療養休暇・育児休暇中の者を含めて42名です。ケースワーカーの配置人員数につきましては、社会福祉法で標準数として担当ケース数80に対して1名の配置となっており、このため、毎年度、これに準拠するように人員配置を見直しています。今後につきましても、適正な制度実施が確保できるよう、標準数に準拠した人員の配置を行っていきたいと考えています。	
8	井上委員	例えば、近隣自治体や大阪市等、他の自治体の先進事例などを参考に、受給者減に向けた明石市独自で取り組みられている事案についてご説明下さい。	生活保護受給者の自立に向けた個別支援への取組強化のため、現在、全国的に、地域の実情に応じた自立支援プログラムの策定が進められています。明石市においても、就労相談員配置に合わせて運用中の就業支援プログラムや母子世帯等の将来の自立を支援するための中学生・高校生3年生進路決定支援プログラムを実施しています。なお、これらのプログラムは受給者減だけでなく、増収等のできる限りの自立の拡大をも含めて目指すものです。	
9	岡野委員	自立支援の面で、外注化等の余地はないでしょうか。根拠法令等の制度面の制約は考慮せず、実務面で可能なものはないでしょうか。	自立に向けた就業支援については、その支援の全てを公務員であるケースワーカーが担当しなければならない必要性はなく、むしろ民間での人事採用実務のノウハウや公共職業安定所での実務経験を有するような方々に関わっていただく方が実際の効率性であると考えています。このため、広くこのような方々を人材として就労相談員に採用して支援の実施を図っているところです。なお、就労相談員の雇い上げ費用を含めて就業支援事業に要する経費については、補助率10/10の補助金の対象となっています。	

明石市行政評価委員会 事務事業評価 評価対象事業に係る事前質問・回答一覧表

番号	質問者	質問内容	回答内容	備考
10	岡野委員	対象者の増加に伴い、職員が増加が必須でしょうか。有効性を確保した上での、組織化による効率化等、改善の余地はないでしょうか。今後さらなる対象者の増加に備え、なかその対応で考えておられることがあればお聞かせください。	ケースワーカーの配置は、社会福祉法により、標準数として担当ケース80に対し1人となっています。これは、福祉現場の仕事は対人援助であり、マンパワーそのものがどうしても必要不可欠であるためです。しかし、それだけに頼ることのないよう、配置されたケースワーカーについて、現場での実地育成システムの導入など個々の能力向上にも努めています。また、これらケースワーカーの能力を効率的に発揮させていく組織内連携体制の強化にも取組を進めています。	
11	村瀬委員	保護適用人員の推移を別紙の表に記入してください。またこの人数について評価してください (就労支援の方法が現在のやり方で十分なのかを判断する資料)	経済情勢及び雇用環境の悪化により、平成11年度から平成15年度までは、保護適用人員数が対前年度比で概ね1割程度の増加がありました。その後、景気の回復等により増加率が減少し、平成18年度及び19年度はわずかに減少に転じています。しかし、平成20年度からは景気の後退及び雇用環境の悪化により、再び増加に転じ、平成21年度には、対前年度比で9.0%の増加となっており、今年度においても増加傾向が続いています。(保護の開始・廃止の数については人員ではなく世帯数について統計資料を残しています。このため、別紙2の表は世帯数の推移により作成しております。)	
12	村瀬委員	平成21年度の適用人数4,979人の、適用継続期間の年数別人数を別紙の表に記入ください またこの人数について評価してください (就労支援の方法が現在のやり方で十分なのかを判断する資料)	生活保護適用人員について受給期間を世帯類型別にまとめたものが別紙3-1、3-2のとおりとなっております。これによると高齢者世帯、障害者世帯は要因の特性上長期化の傾向があります。就労支援については、その他世帯、傷病者世帯(軽い病状の者)の受給年数の比較的小さい者を対象として集中的に取り組んでおります。	
13	村瀬委員	保護適用人の年齢・世帯構成の状況を数年の推移で教えてください この数値について評価してください (就労支援の方法が現在のやり方で十分なのかを判断する資料)	年齢構成については別紙4のとおりですが、高齢化の進展等に伴い、65歳以上の高齢者の割合が概ね1/3で推移しています。また、稼働年齢層の中でも特に20歳台及び40歳台の者の割合が増加しています。これは、近年の雇用環境の悪化によるものと思われれます。このような傾向は別紙5の世帯構成の推移においても同様に見られます。「高齢者世帯」は概ね4割弱で推移しており、また、世帯に稼働可能な者が多く含まれる「その他世帯」は平成20年度に7.0%、平成21年度は8.8%と増加し、今年度においても増加傾向が続いています。	

明石市行政評価委員会 事務事業評価 評価対象事業に係る事前質問・回答一覧表

番号	質問者	質問内容	回答内容	備考
14	村瀬委員	22年度の人員配置合計53.30人の業務内容を教えて下さい この人たちの典型的(平均的)な1日の業務別所要時間を教えて下さい (効率化の余地についてその可能性を検討するため)	人員配置数につきましては、職員ごとに、担当全事務を事業別に概算の割合として仕分けた数値です。現在、実際にこの事業に関わっている職員は、現業部門でケースワーカー42名、その指導監督に当たる査察指導員(係長)6名、この他に正規の事務職員7名、臨時事務職員3名、担当課長兼庶務係長、課長が各1名となっています。なお、現業業務は、毎日の状況に応じた迅速で柔軟な対応が求められるため、計画立った業務実施は業務の性質上難しいところがあります。また、事務部門は、それら現業部門の事情に即応した処理が常に求められることと、各種事務締切日に合わせて日ごとに集中して事務処理しているのが実態です。このような事情から、毎日のなかで平均的な日を設定して業務別の処理時間をお示しすることは極めて困難です。ちなみに、現業部門では、生活保護に係る相談対応、保護の決定に係る調査・事務処理、保護費算定に係る事務処理、各種調査確認・ケースワーク、保護費算定に係る事務処理、各種調査確認事業の実施などを担当し、事務部門では、保護費の会計処理、医療費の支払い事務、保護受給世帯に係る各種統計処理、研修事業の企画調整などを担当しています。	
15	村瀬委員	ケースワーカーの受け持ち人数を個別に(各ケースワーカー毎の受け持ち人数が分かるように)表にして表してください。 この受け持ち人数について評価してください (効率化の余地についてその可能性を検討するため)	それぞれのケースワーカーの平成21年度当初及び平成22年度当初の担当ケース数は別紙6のとおりです。1人のケースワーカーの受け持ちケース数は社会福祉法により標準数として80ケースとされており、明石市においても保護制度の運用に支障を生じないよう、また適正な実施の確保のために、これに準拠した人員配置数の見直しを毎年度実施しています。	

明石市行政評価委員会 事務事業評価 評価対象事業に係る事前質問・回答一覧表

番号	質問者	質問内容	回答内容	備考
16	村瀬委員	ケースワーカーの仕事内容を分析して下さい(別紙の表)。この表について評価して下さい 10月の1か月間をワークサンプリング方式で調査して下さい (効率化の余地についてその可能性を検討するため)	ケースワーカーの主な仕事内容は、生活保護に係る相談対応、保護の決定に係る調査・事務処理、保護受給世帯への訪問面接・指導助言等ワークスワーク、保護費算定に係る事務処理、各種調査確認事業の実施などです。これらの業務を毎日の対象世帯からの需要に合わせて即応するとともに、各種調査事業や研修等については課の年間計画として実施しているところですので、正確な仕事の実態を示すようなワークサンプリングは極めて困難です。なお、昨年8月から本年7月までの1年間の訪問面接総数は10,125件で、ケースワーカー1人当たりでは月に約22件の訪問面接活動を行っています。また、同じく昨年8月から本年7月までの1年間の新規相談対応件数の総数は1,414件で、ケースワーカー1人当たりでは月に約3件の新規相談に対応しています。ケースワーカーについては、これら訪問面接活動及び新規相談対応以外の日時を利用して、その他の面接対応、新規開始事務を含む事務処理、各種調査事業の実施などをを行っている業務状況です。	
17	村瀬委員	就労支援業務の成果を数値で表示しておいて下さい (支援無しの場合の予測と現実のギャップが成果となる?)	就労支援業務の年度別推移につきましては、別紙7のとおりです。ただ就労支援の成果自体がその時々の経済状況に大きく影響されるため、支援がない場合の予測については非常に困難と考えます。	
18	村瀬委員	中学3年生、高校3年生に対する支援を、上と同様の評価を教えて下さい	中学3年生、高校3年生に対する支援につきましては、別紙8のとおりです。この支援は保護世帯の将来の自立を支援することを目的として実施しているものであり、短期間での効果を測定することは非常に困難です。また、対象者が年度毎に全て異なること、その時々の社会情勢の変化に影響されることなどから、支援のない場合の予測についてもやはり非常に困難であると考えます。	

明石市行政評価委員会 事務事業評価 評価対象事業に係る事前質問・回答一覧表

番号	質問者	質問内容	回答内容	備考
19	村瀬委員	事業の成果を「新規開始件数」以外の項目で検討してください (所管課の努力が反映できる数値が望ましい)	事業の成果の指標として、面接相談件数、保護適用世帯数及び保護適用人員について、別紙9のとおり近年の推移をまとめました。いずれの指標も平成21年度に大幅に増加し、その傾向は今年度においても続いています。面接相談は経済的に困窮し窓口に来庁した方への相談・助言を行うもので、生活保護とともに他の社会保障制度の活用可否を検討するなど、その世帯の自立に向け様々な助言を行っています。このため、引き続き事務の効率化を図りつつ、相談体制の充実並びに適正な保護の実施に努めてまいりたいと考えております。	

別紙1

明石市における保護廃止理由別世帯数の構成割合(平成21年度)
単位(%)

廃止理由	死亡	失踪	稼働収入 の増加	社会保障・仕 送りの増加	引取扶養・ 施設入所	他法他施 策活用	その他	計
構成割合	32.3	2.8	14.6	9.9	8.1	0.6	31.7	100
(件数)	104	9	47	32	26	2	102	322

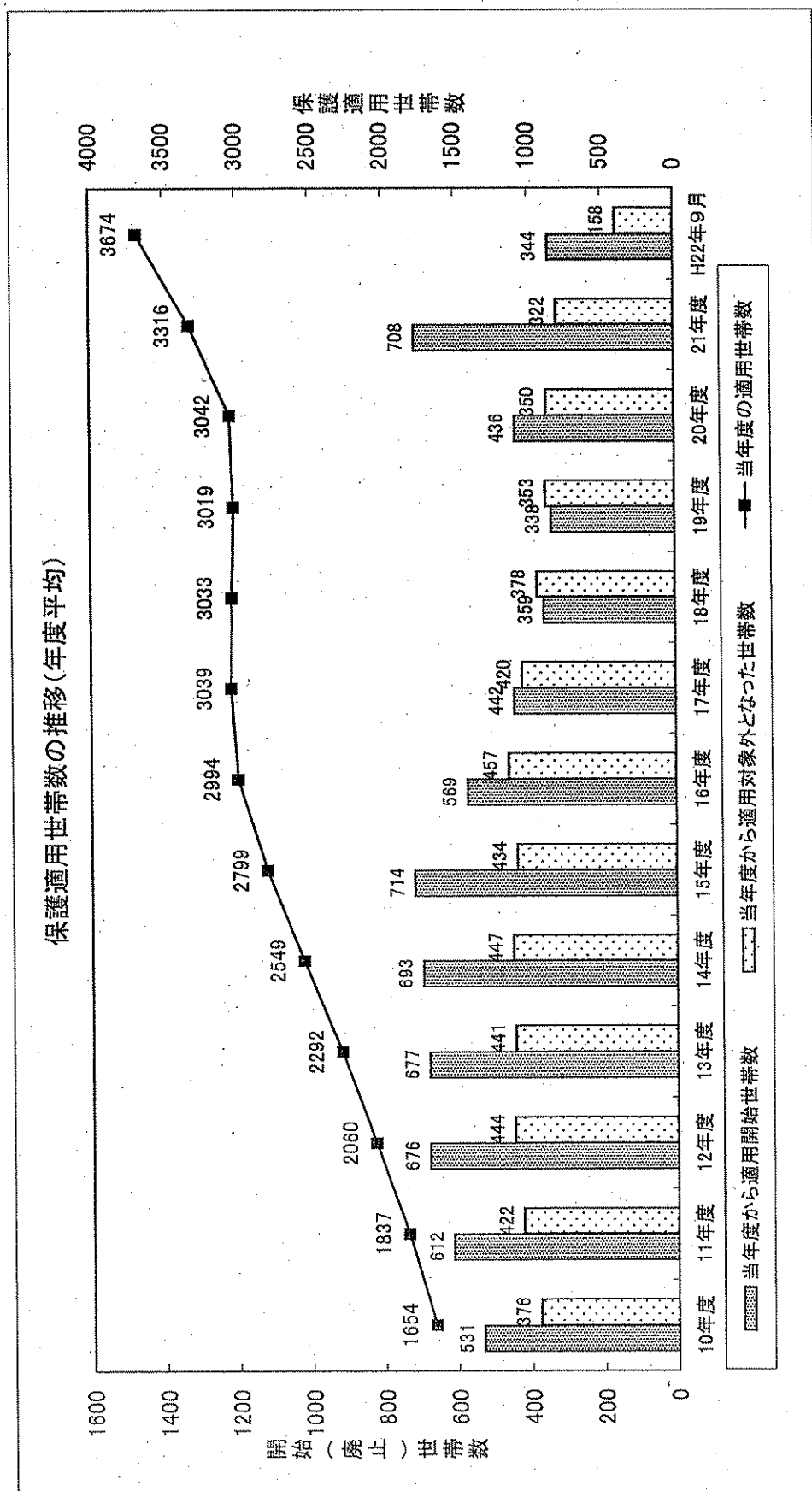
※ 参考 全国における保護廃止理由別世帯数の構成割合(平成21年9月)
単位(%)

廃止理由	死亡	失踪	稼働収入 の増加	社会保障・仕 送りの増加	引取扶養・ 施設入所	他法他施 策活用	その他	計
構成割合	30.1	13.2	13	7	5.2	0.5	31	100

保護適用世帯数

区分	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22年9月
当年度から適用開始世帯数	531	612	676	677	693	714	569	442	359	338	436	708	344
当年度から適用対象外となった世帯数	376	422	444	441	447	434	457	420	378	353	350	322	158
当年度の適用世帯数	1654	1837	2060	2292	2549	2799	2994	3039	3033	3019	3042	3316	3674

※「当年度の適用世帯数」は、年度内各月の平均値です。このため、この数値は、「当年度から適用開始世帯数」及び「当年度から適用対象外となった世帯数」による増減をしても次年度の適用世帯数とは一致しません。



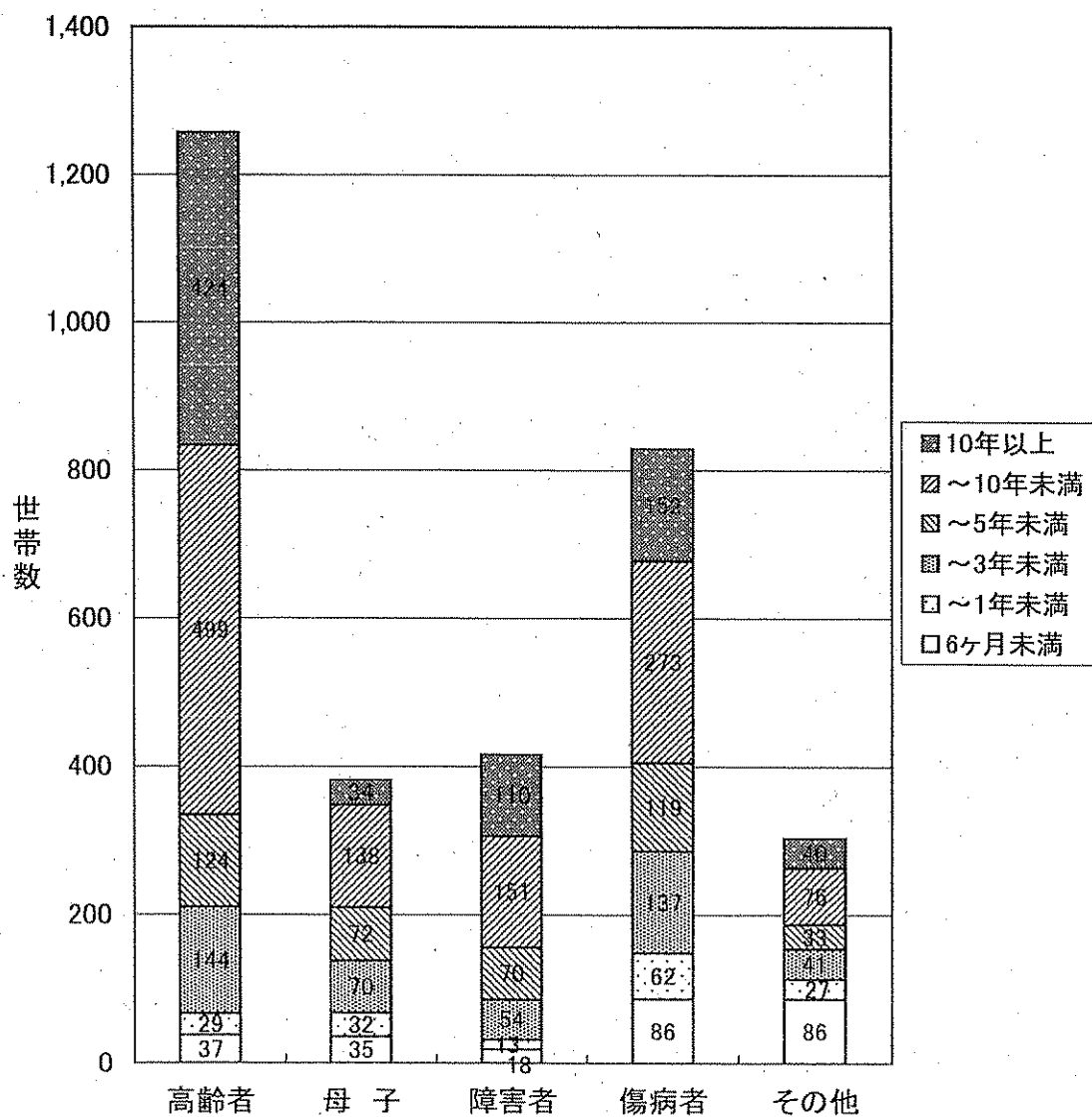
世帯類型別受給期間別世帯数

平成21年7月1日現在

(世帯)

世帯 類型	6ヶ月 未満	～1年 未満	～3年 未満	～5年 未満	～10年 未満	10年 以上	合計
高齢者	37	29	144	124	499	424	1,257
母子	35	32	70	72	138	34	381
障害者	18	13	54	70	151	110	416
傷病者	86	62	137	119	273	152	829
その他	86	27	41	33	76	40	303
合計	262	163	446	418	1,137	760	3,186

世帯類型別受給期間別世帯数(平成21年7月)



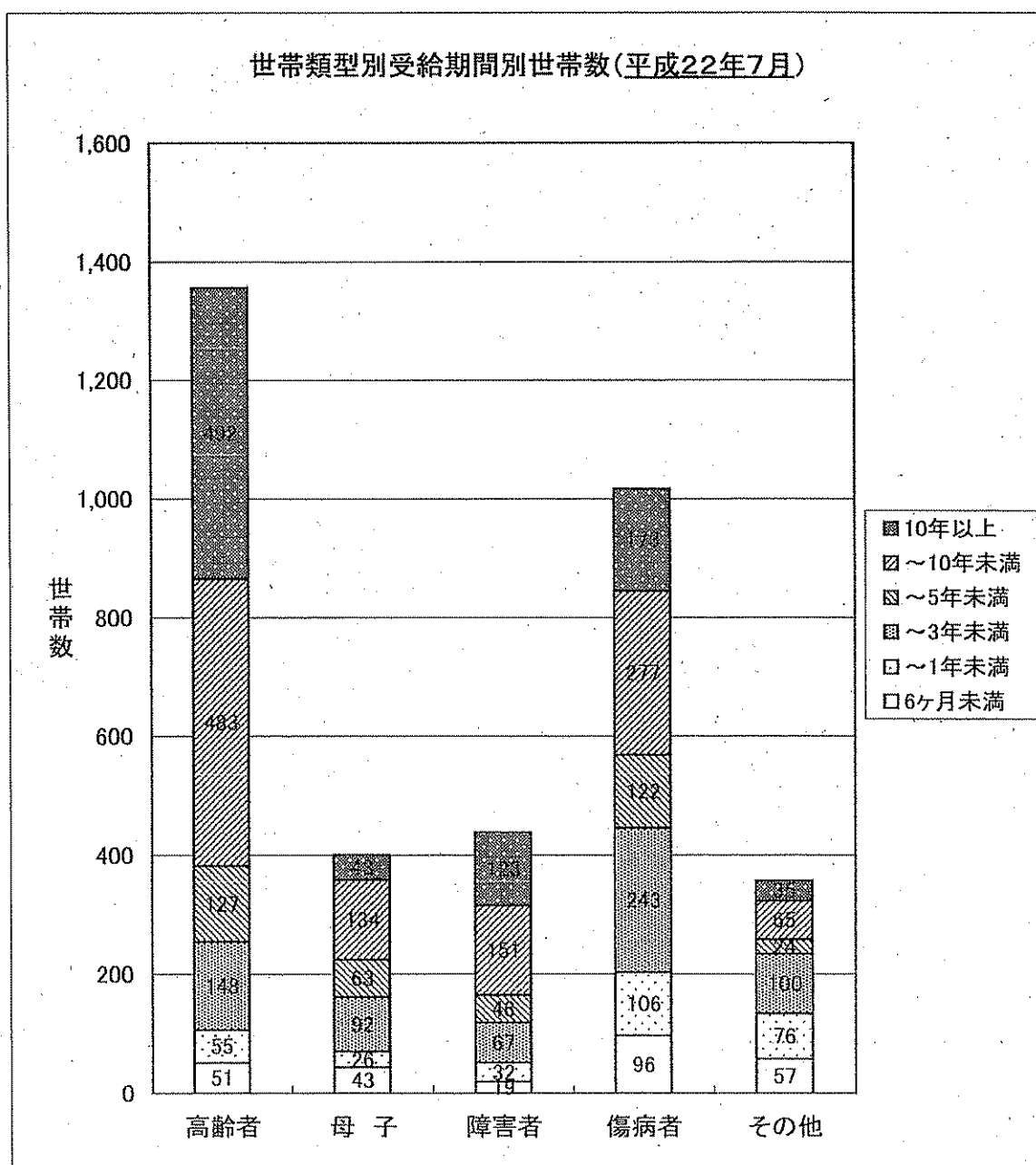
世帯類型別受給期間別世帯数

平成22年7月1日現在

(世帯)

世帯 類型	6ヶ月 未満	～1年 未満	～3年 未満	～5年 未満	～10年 未満	10年 以上	合計
高齢者	51	55	148	127	483	492	1,356
母子	43	26	92	63	134	43	401
障害者	19	32	67	46	151	123	438
傷病者	96	106	243	122	277	173	1,017
その他	57	76	100	24	65	35	357
合 計	266	295	650	382	1,110	866	3,569

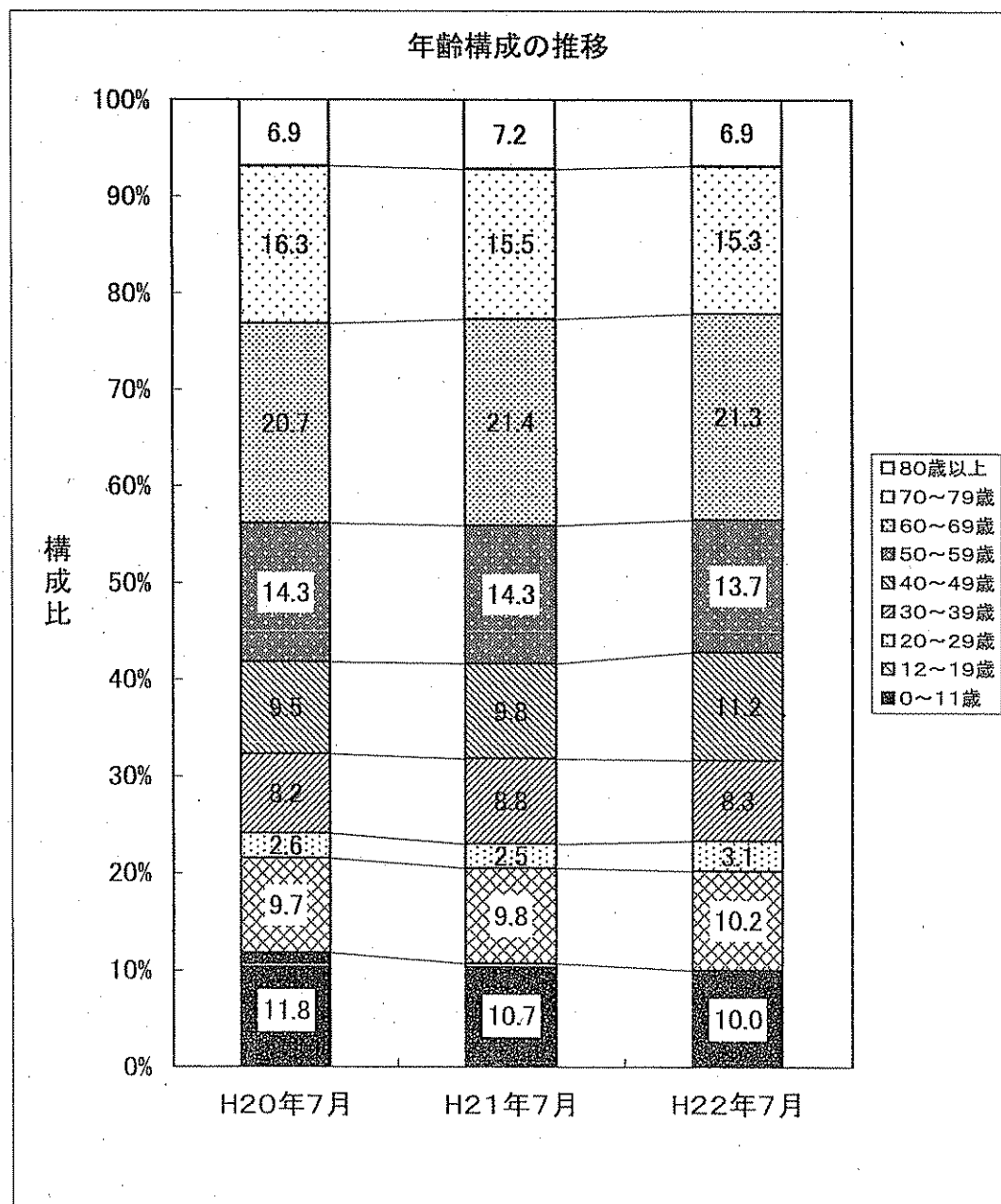
世帯類型別受給期間別世帯数(平成22年7月)



年齢構成の推移

年齢	平成20年7月		平成21年7月		平成22年7月	
	人数	割合(%)	人数	割合(%)	人数	割合(%)
80歳以上	311	6.9	346	7.2	371	6.9
70～79歳	735	16.3	741	15.5	819	15.3
60～69歳	936	20.7	1,016	21.4	1,138	21.3
50～59歳	642	14.3	685	14.3	732	13.7
40～49歳	430	9.5	470	9.8	600	11.2
30～39歳	368	8.2	420	8.8	446	8.3
20～29歳	118	2.6	121	2.5	164	3.1
12～19歳	435	9.7	467	9.8	544	10.2
0～11歳	530	11.8	510	10.7	537	10.0
(再掲)65歳以上	1,533	34.0	1,613	33.8	1,745	32.6
(再掲)15～64歳	2,227	49.4	2,420	50.7	2,812	52.6
合計	4,505	100	4,776	100	5,351	100

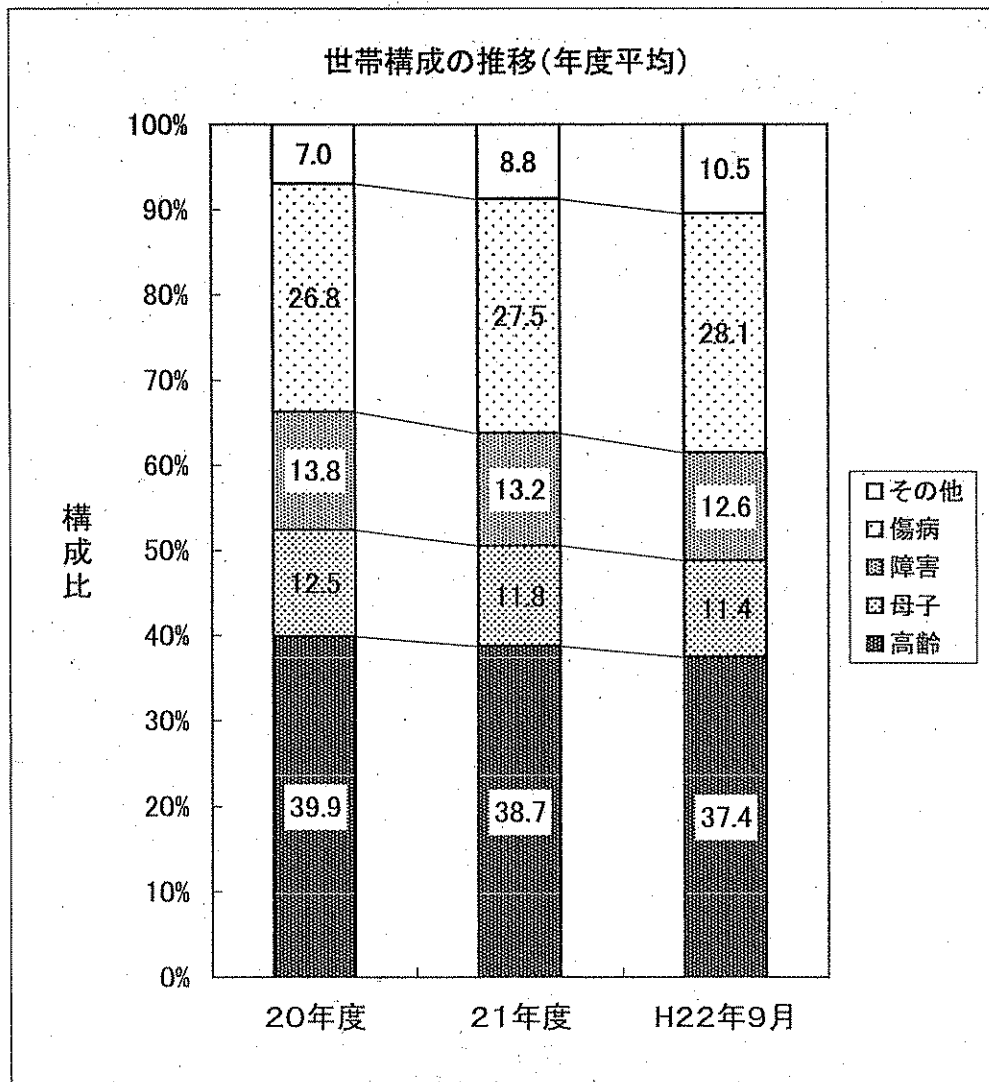
※生活保護全国一斉調査(各年7月1日現在)による。



世帯構成の推移

世帯類型	平成20年度		平成21年度		平成22年9月	
	世帯数	割合(%)	世帯数	割合(%)	世帯数	割合(%)
高齢	1,214	39.9	1,282	38.7	1,373	37.4
母子	379	12.5	392	11.8	418	11.4
障害	419	13.8	437	13.2	464	12.6
傷病	815	26.8	913	27.5	1,034	28.1
その他	215	7.0	292	8.8	385	10.5
合計	3,042	100	3,316	100	3,674	100

※平成20年度及び平成21年度は、年度内各月の平均値です。



ケースワーカーごとの担当ケース数の一覧

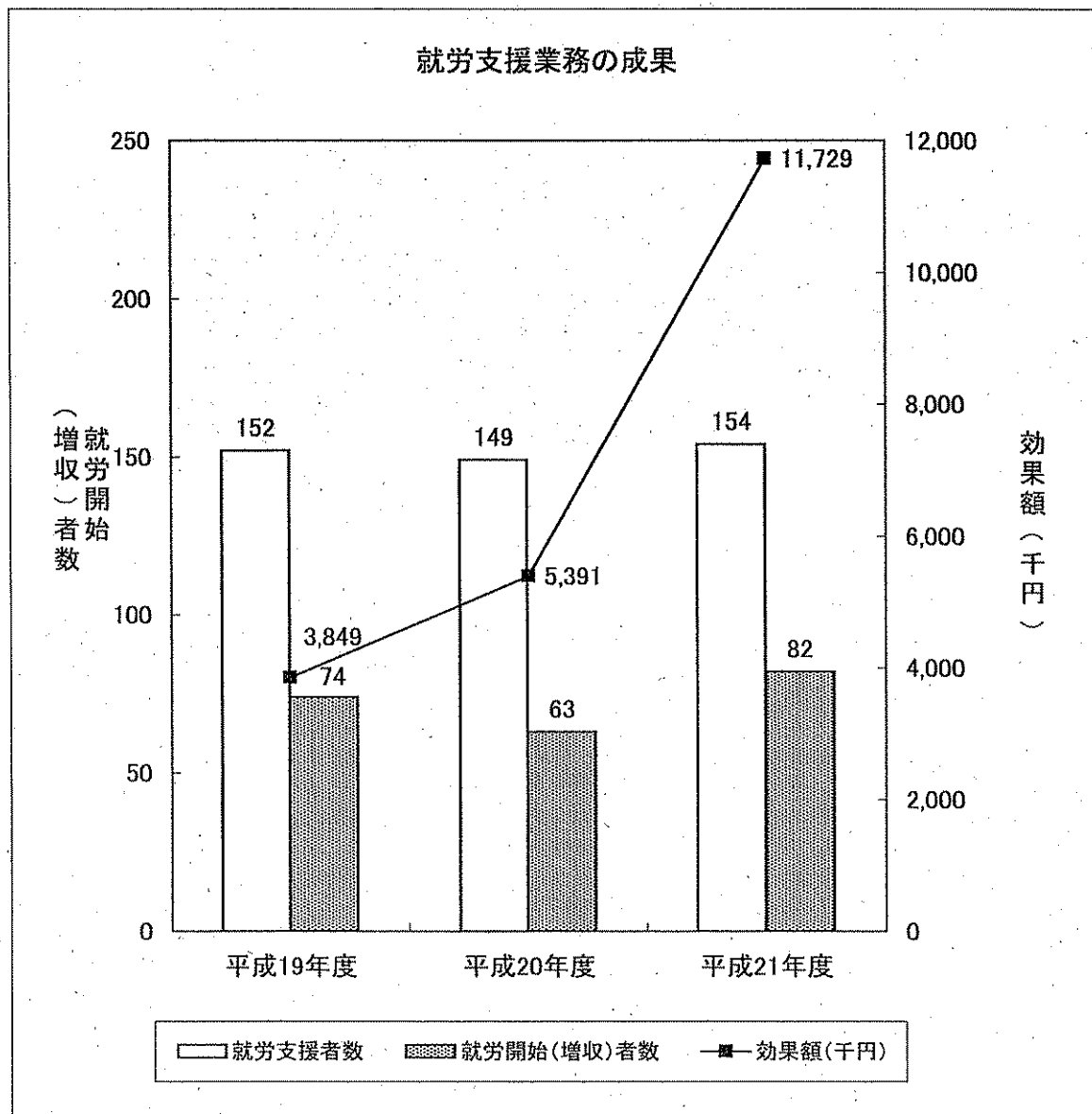
地区番号	平成21年度当初担当ケース数	平成22年度当初担当ケース数
11	88	86
12	87	86
13	85	90
14	84	87
15	85	89
16	87	85
17	83	83
21	88	80
22	87	90
23	85	79
24	86	75
25	87	71
26	87	96
27	87	65
31	74	86
32	82	88
33	70	85
34	70	88
35	87	87
36	89	92
37	71	育児休暇
41	82	82
42	82	88
43	87	90
44	91	91
45	89	84
46	89	86
47	81	育児休暇
48	87	
51	80	88
52	88	88
53	90	85
54	80	88
55・86	80	93
56	90	87
84・85	122	124
57	療養休暇	
61		83
62		86
63		89
64		89
65		88
66		85
67		87

※ 地区番号のうち80番台は居住地を有しない入院患者・施設入所者等のケース担当地区。

※ 担当地区は、当該地区内1年間のケース数の増減及びケースワーカー配置数の増減に応じて、できるだけケース数が平準化する形で、毎年度その範囲を見直しています。このため、同じ番号の地区でもその地区範囲は年度により異なっています。また、人事異動に合わせて、地区担当ケースワーカーも地区替えが行われています。

就労支援業務の成果

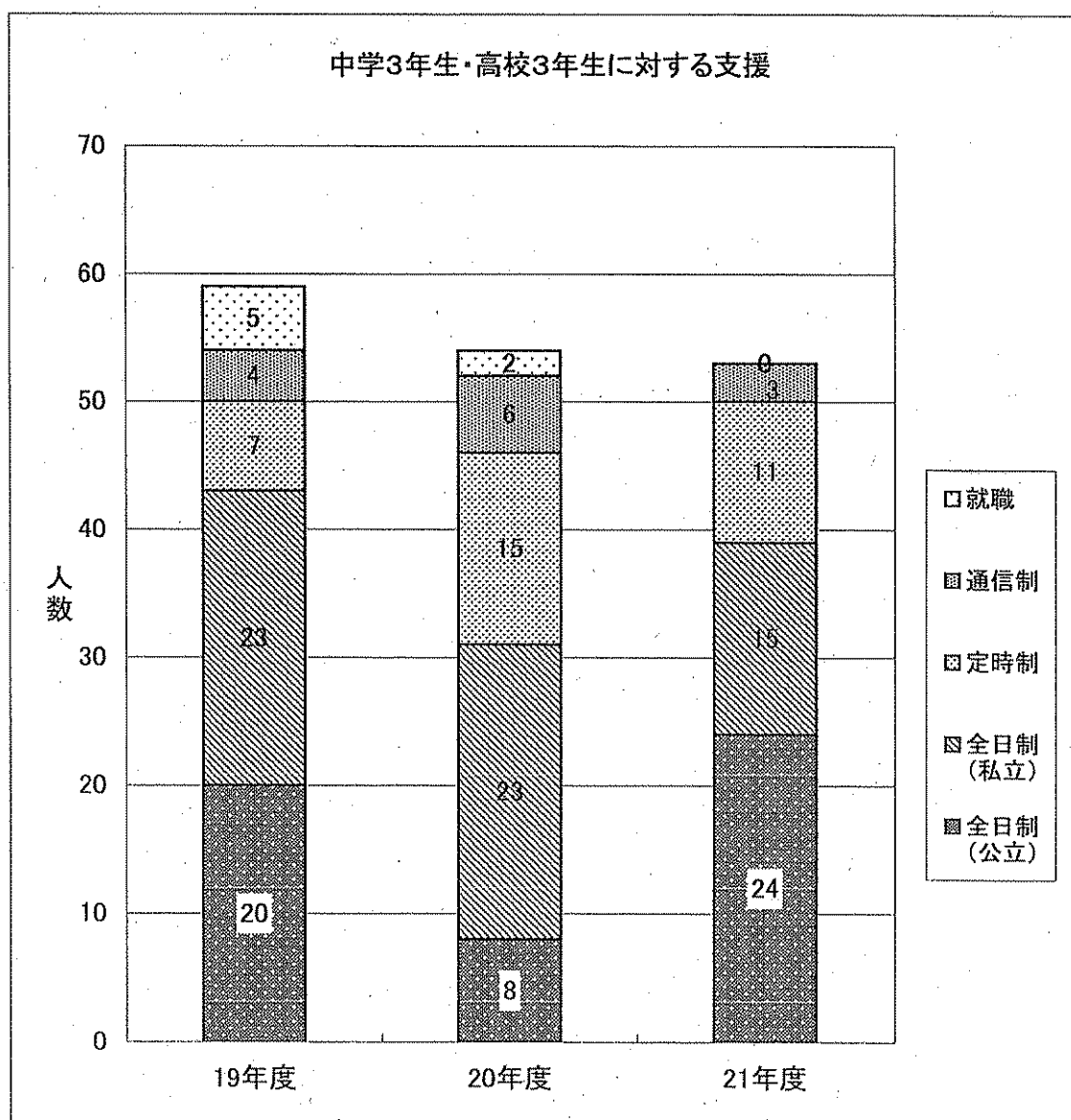
年 度	就労支援者数	就労開始(増収)者数	効果額(千円)
平成19年度	152	74	3,849
平成20年度	149	63	5,391
平成21年度	154	82	11,729
平成22年9月	142	22	—



中学3年生、高校3年生に対する支援

年度	対象者数	進 学				就職
		全日制(公立)	全日制(私立)	定時制	通信制	
平成19年度	69	20	23	7	4	5
平成20年度	70	8	23	15	6	2
平成21年度	67	24	15	11	3	0

※ 平成21年度までは中学3年生のみ対象としていたが、平成22年度から高校3年生も対象となる。



事業の成果

年度	面接相談件数		保護適用世帯数		保護適用人員	
	件数	対17年度比(%)	世帯数	対17年度比(%)	人数	対17年度比(%)
平成17年度	1,182	100.0	3,039	100.0	4,769	100.0
平成18年度	1,133	95.9	3,033	99.8	4,723	99.0
平成19年度	1,143	96.7	3,019	99.3	4,646	97.4
平成20年度	1,114	94.2	3,042	100.1	4,598	96.4
平成21年度	1,438	121.7	3,316	109.1	4,979	104.4
平成22年9月	693	—	3,674	120.9	5,515	115.6

※平成17年度から平成21年度は、年度内各月の平均値です。

